

公益社団法人広島県看護協会奨学金貸与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人広島県看護協会（以下「本会」という。）奨学金貸与に関して必要な事項を定めるものとする。

(奨学金を受けることができる者の資格)

第2条 本会の奨学金の貸与を受けることができる者は、本会の会員であって、当該学校、養成所等を卒業又は修了後、1年以内に広島県内に看護職として就職し、将来本会の発展に努力する者で、次の各号の一に該当する者であること。

- (1) 看護系大学院の（修士課程又は博士課程）在學生であること。
- (2) 保健師学校養成所の在學生であること。
- (3) 助産師学校養成所の在學生であること。
- (4) 看護系大学の編入生であって3年次又は4年次在學生であること。
- (5) 看護師養成所の在學生であること。
- (6) 日本看護協会が認定した認定看護師教育課程の研修生であること。

(奨学金の貸与期間及び金額)

第3条 奨学金の貸与期間及び金額については、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号に規定する者で修士課程については2年間、博士課程については3年間とし、月額50,000円とする。
- (2) 前条第2号に規定する者については、1年間とし月額20,000円とする。
- (3) 前条第3号に規定する者については、1年間とし月額20,000円とする。
- (4) 前条第4号に規定する者については、正規の就学年限とし月額30,000円とする。
- (5) 前条第5号に規定する者で、全日制課程及び通信制課程については2年間とし、月額20,000円とする。ただし、定時制については実習期間の1年間とし、月額30,000円とする。
- (6) 前条第6号に規定する者については、1年以内の期間とし月額100,000円とする。

(奨学金の申請及び決定)

第4条 奨学金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号の書類を添えて、本会会長（以下「会長」という。）に申請しなければならない。書類の提出日は、6月末日とする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

- (1) 申請書（誓約書を含む。） 別記様式第1-1号・第1-2号
- (2) 校長又は養成所長の推薦書 別記様式第2号
- (3) 奨学金返還予定計画書 別記様式第3号

2 申請者は、次に掲げる要件を備えた連帯保証人をたてなければならない。

- (1) 一定の職業を持ち、父母又はこれに代わる独立の生計を営んでいる者。ただし同居の家族等は除くものとする。
- (2) 他の申請者の連帯保証人となっていないこと。

- (3) 国内に住所を有すること。
- (4) 申請者との連絡が確保されること。

3 会長は、前2項の書類を受理したときは、これを審査し適当と認めたときは、奨学金貸与を決定し、申請者に通知（別記様式第4号）する。

（奨学金の交付）

第5条 奨学金は、前条第3項の規定により、奨学金貸与決定を受けた者（以下「奨学生」という。）に、奨学金の3か月分をその最初の月に本人に交付するものとする。

（奨学金受領書の提出）

第6条 奨学金を交付されたときは、奨学生は直ちに奨学金受領書（別記様式第5号）を会長に提出しなければならない。

（奨学生の義務）

第7条 奨学生は、奨学金貸与終了後に就職した場合、在職を証明する書類を会長に提出しなければならない。

（届出の義務）

第8条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 休学、退学したとき。
- (2) 停学、その他の処分を受けたとき。
- (3) 卒業又は、修了したとき。
- (4) 連帯保証人を変更したとき。
- (5) 本人又は、連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に異動があったとき。

（奨学金の停止）

第9条 奨学生が休学したときは、奨学金の交付を休止することができる。

2 前項の規定により奨学金の交付を休止された者が、その事由がなくなり願い出たときは、奨学金の交付を復活する。

3 奨学生が退学又は停学、その他の処分を受けたときは、奨学金の交付を停止するとともに交付した奨学金の返還を請求する。

（奨学金借用証書の提出）

第10条 奨学金の貸与期間が終了したときは、奨学生は貸与した奨学金の全額について、奨学生及び連帯保証人連署の奨学金借用証書（別紙様式第6号）を会長に提出しなければならない。

（奨学金の返還）

第11条 奨学金の貸与期間が終了したときは、奨学金返還予定計画書により返還しなければならない。

- (1) 返還金は貸与金の全額とする。
- (2) 返還期間は、貸与の終了後から起算して貸与期間に6か月を加算した期間以内に返還しなければならない。ただし、第2条第1号及び同条第6号に規定する者の返還期間は、貸与期間に12か月を加算した期間以内に、返還することができるものと

する。

- (3) 退学者又は停学者の返還期間は、退学の日又は停学の日から起算して6か月以内とする。
- (4) 貸与の終了後、本会を退会した者の返還期間は、退会した日から起算して6か月以内とする。
- (5) 奨学生 of 休学期間が1か年を超えるとき。
- (6) 本人が返還できない事由が生じたときは、連帯保証人が返還しなければならない。

(奨学金の返還猶予)

第12条 奨学生であった者が次の各号の一に該当すると認めたときは、次条に定めるところにより第11条第2号に規定する返還期間を更に1年以内において猶予することができる。

- (1) 災害又は傷病により返還することが困難になったとき。
- (2) その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったとき。

(返還猶予申請書の提出)

第13条 前条に規定する事由が発生し、奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その理由を証明することのできる書類及び奨学金返還予定計画書を添え、連帯保証人と連署のうえ奨学金返還猶予申請書(別記様式第7号)を会長に提出しなければならない。

(返還猶予の決定)

第14条 会長は、奨学金返還猶申請書を受理したときは、これを、審査し適当と認めたときは、返還猶予を決定し、申請者に通知(別記様式第8号)するものとする。

(延滞金)

第15条 会長は、奨学金の返還が著しく遅延したときは、延滞金を徴収することができる。

(返還免除)

第16条 会長は、次の各号の一に該当すると認めたときは、奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 奨学生又は奨学生であった者が死亡したとき。
- (2) 心身の障害により労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を有し、その奨学金を返還することができなくなったとき。

(実施細則)

第17条 この規程の実施について必要な事項は、会長が別に定める。

(規程の変更)

第18条 この規程は、理事会の議決を経て変更することができる。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 57 年 12 月 11 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 62 年 1 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 5 年 9 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 7 年 2 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 11 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 8 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第1－1号

奨 学 金 貸 与 申 請 書

会員証番号	第	号	生年月日	年 月 日	
フリガナ 氏 名	印		年 齢	満 歳	男 ・ 女
現 住 所	〒 ー 電話番号 () ー 携帯電話番号 ー ー				
P C メールアドレス					
携帯メールアドレス					
学 校 名	学科 学年				
入学年月	年 月		卒業予定年月	年 月	
借用期間	年 月 日から 年 月 日まで				
借用金額	総 額	円	月 額	円	
勤務先	名 称				
	住 所	〒			
	電話番号				
他の奨学金制度からの借入金	有 ・ 無		有の場合： 金額 円		
奨学金以外の借入金	有 ・ 無		有の場合： 金額 円		
貸与申請理由					

誓 約 書

公益社団法人広島県看護協会長 様

奨学生として決定されたときは、奨学金規程に従い、奨学生としての本分を尽くします。借用した奨学金は、諸規定を遵守し返還することを誓約します。

年 月 日

【申 請 者】

住 所 〒

氏 名 印

【連帯保証人】

上記の者が広島県看護協会奨学生として決定された時は、連帯保証人として本人を支援するとともに、借用した奨学金の返還の連帯の責任を負います。

※連帯保証人が自署すること。

ふりがな 氏 名	印		
生年月日		満 歳	続柄：
住 所	〒		
電話番号		PCメールアドレス	
携帯電話番号		携帯メールアドレス	
勤務先	名 称		
	所在地		

別記様式第2号

推 薦 書

年 月 日

公益社団法人 広島県看護協会
会 長 様

学 校 名

学長又は校長氏名

印

下記の者は本校に在学中であり、貴会の奨学生として適当と認め、推薦します。

所属学科名

学 年

氏 名

生 年 月 日

別記様式第3号

奨学金返還予定計画書

[illegible]

(注) *欄は記入しないで下さい。

広看協第 号
年 月 日

様

公益社団法人広島県看護協会
会 長 印

奨学金貸与決定通知書

年 月 日付けで申請のあった奨学金貸与について次のとおり決定します。

- 1 奨学金貸与期間

年 月 日から
年 月 日まで
- 2 奨 学 金 の 額

月額 円
- 3 奨学金の交付

3か月分ずつとし、その最初の月に交付する。

広島県看護協会奨学金受領書

金 額 _____ 円

上記金額を受領致しました。

ただし、奨学金 自 _____ 年 _____ 月
至 _____ 年 _____ 月 _____ か月分

年 _____ 月 _____ 日

大学名及び学部名
又は 学 校 名 _____

氏 名 _____ 印 _____

〒 _____
現 住 所 _____

電話番号 _____ — _____ —

携帯電話番号 _____ — _____ —

公益社団法人広島県看護協会長 様

※受領後、事務局まで必ず返送してください。

奨 学 金 借 用 証 書

⑨ 収入印紙 貼付 金額 円 割り印を押 して下さい。 借用期間 年 月 日から 年 月 日まで 広島県看護協会奨学金貸与規程に基づく奨学金として、上記金額を借用致します。 この奨学金借用につきまして、同規程に従い私ども連帯して別紙奨学金返還予定計画書どおり相違なく返還します。		
学 校 名		
所 在 地		
本 人	氏 名	(印)
	住 所	〒
	電話番号	
連帯保証人	氏 名	(印)
	住 所	〒
	電話番号	
年 月 日 公益社団法人広島県看護協会長 様		

広島県看護協会奨学金返還猶予申請書

年 月 日

公益社団法人広島県看護協会
会 長 様

申請者 住所
氏名 印
連帯保証人 住所
氏名 印

次のとおり広島県看護協会奨学金返還債務の履行の猶予を受けたいので、広島県看護協会奨学金貸与規程第 13 条により申請します。

奨 学 金 貸 与 期 間	年 月 日～ 年 月 日
奨 学 金 貸 与 総 額	円
既 に 返 還 し た 金 額	円
返 還 猶 予 申 請 金 額	円
希 望 す る 返 還 猶 予 期 間	年 月 日～ 年 月 日
返 還 猶 予 理 由	

第 協 看 廣 号
年 月 日

様

公益社団法人広島県看護協会
会 長 印

広島県看護協会奨学金の返還猶予について（通知）

年 月 日付けで申請のあった奨学金の返還については、次のとおり猶予します。

つきましては、奨学金返還予定計画書に基づいて、返還をしてください。

なお、返還できない事由が発生したときは、連帯保証人に返還をお願いしますので、御承知ください。

奨学金貸与総額	円	
既に返還した金額	円	
返還猶予申請金額	円	
返 還 猶 予 期 間	年 月 日 ～	年 月 日
奨学金返還予定計画		
	合 計	円
奨 学 金 振 込 先	広島銀行 横川支店 普通預金 口座番号 口座名義 公益社団法人広島県看護協会 会長	

※本人及び連帯保証人の氏名・住所その他重要な事項に異動がある場合は同封している用紙にて必ずお知らせください。